

八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例施行規則

平成28年6月20日

規則第31号

改正 令和6年3月26日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例（平成28年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(空家等の立入調査に係る通知)

第2条 法第9条第3項の規定による通知は、空家等立入調査通知書（様式第1号）により行うものとする。

(空家等の調査に関する立入調査員の身分証明書)

第3条 法第9条第4項の身分を示す証明書の様式は、空家等立入調査員身分証明証（様式第2号）のとおりとする。

(特定空家等に対する措置の助言)

第4条 法第22条第1項の助言は、原則として口頭により行うものとする。

(特定空家等に対する措置の指導)

第5条 法第22条第1項の指導は、特定空家等の適切な管理に関する指導書（様式第3号）により行うものとする。

(特定空家等に対する措置の勧告)

第6条 法第22条第2項の規定による勧告は、特定空家等の適切な管理に関する勧告書（様式第4号）により行うものとする。

(特定空家等に対する措置の命令)

第7条 法第22条第3項の規定による命令は、特定空家等の適切な管理に関する命令書（様式第5号）により行うものとする。

(特定空家等に対する措置の命令に係る事前通知書)

第8条 法第22条第4項の通知書の様式は、特定空家等の適切な管理に関する命令に係る事前通知書（様式第6号）のとおりとする。

(特定空家等に対する措置の行政代執行)

第9条 法第22条第9項に規定する処分(以下この条において「行政代執行」という。)に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第

- 1 項の規定による戒告は、戒告書（様式第 7 号）により行うものとする。
- 2 行政代執行に係る行政代執行法第 3 条第 2 項の規定による通知は、代執行令書（様式第 8 号）により行うものとする。
- 3 行政代執行に係る行政代執行法第 4 条の証票の様式は、執行責任者証（様式第 9 号）のとおりとする。
- 4 行政代執行に係る行政代執行法第 5 条の規定による納付の命令は、代執行費用納付命令書（様式第 10 号）により行うものとする。
- （特定空家等に対する措置の略式代執行）
- 第 10 条 前条第 3 項の規定は、法第 22 条第 10 項に規定する処分について準用する。
- （特定空家等に対する措置の命令に係る標識）
- 第 11 条 法第 22 条第 13 項の標識の様式は、特定空家等の適切な管理に関する命令に係る標識（様式第 11 号）のとおりとする。
- （特定居住物件等の立入調査に係る通知）
- 第 12 条 条例第 14 条第 3 項の規定による通知は、特定居住物件等の調査に関する建築物等立入調査通知書（様式第 12 号）により行うものとする。
- （特定居住物件等の調査に関する建築物等立入調査員の身分証明書）
- 第 13 条 条例第 14 条第 4 項の身分を示す証明書の様式は、特定居住物件等の調査に関する建築物等立入調査員身分証明証（様式第 13 号）のとおりとする。
- （特定居住物件等に対する措置の助言）
- 第 14 条 条例第 16 条第 1 項の助言は、原則として口頭により行うものとする。
- （特定居住物件等に対する措置の指導）
- 第 15 条 条例第 16 条第 1 項の指導は、特定居住物件等の適切な管理に関する指導書（様式第 14 号）により行うものとする。
- （特定居住物件等に対する措置の勧告）
- 第 16 条 条例第 17 条第 1 項の規定による勧告は、特定居住物件等の適切な管理に関する勧告書（様式第 15 号）により行うものとする。
- （特定居住物件等に対する措置の命令）
- 第 17 条 条例第 18 条第 1 項の規定による命令は、特定居住物件等の適切な管理に関する命令書（様式第 16 号）により行うものとする。この

場合において、あらかじめ特定居住物件等の適切な管理に関する命令に係る事前通知書（様式第17号）により通知するものとする。

（特定居住物件等に対する措置の行政代執行）

第18条 条例第19条第1項に規定する処分（以下この条において「行政代執行」という。）に係る行政代執行法第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第18号）により行うものとする。

2 行政代執行に係る行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（様式第19号）により行うものとする。

3 行政代執行に係る行政代執行法第4条の証票の様式は、執行責任者証（様式第20号）のとおりとする。

4 行政代執行に係る行政代執行法第5条の規定による納付の命令は、代執行費用納付命令書（様式第21号）により行うものとする。

（緊急安全措置に係る通知）

第19条 条例第20条第2項の通知は、緊急安全措置実施通知書（様式第22号）により行うものとする。

（緊急安全措置等の実施に係る身分証明証）

第20条 条例第20条第3項の身分を示す証明書の様式は、緊急安全措置等実施者証（様式第23号）のとおりとする。

（軽微な措置）

第21条 条例第21条の規則で定める軽微な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 開放されている窓その他の開口部の閉鎖
- (2) 開放されている門扉の閉鎖
- (3) 外壁又は柵、塀その他の敷地を囲む工作物の著しく破損した部分の養生（簡易なものに限る。）
- (4) 草刈り
- (5) 樹木の枝の切除
- (6) 堆積し、又は放置されている物品等の移動又は撤去
- (7) 消臭、防臭又は殺虫のための薬剤の使用
- (8) 前各号に掲げるもののほか、これらと同程度の措置で市長が必要と認めるもの

（委任）

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条から第18条までの規定は、平成28年10月1日から施行する。

(八潮市行政組織規則の一部改正)

- 2 八潮市行政組織規則（昭和59年規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表の8都市デザイン部の表都市計画課の部景観デザイン係の項中第9号を第11号とし、第8号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 八潮市特定空家等・特定居住物件等調査審議会に関すること。

別表の8都市デザイン部の表都市計画課の部景観デザイン係の項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例（平成28年条例第25号）に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

八潮市長 印

空家等立入調査通知書

あなたが所有し、又は管理している空家等が管理不全状態であると疑われるため、下記のとおり立入調査を実施するので、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第3項の規定により通知します。

記

- 1 対象となる空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 立入調査を実施しようとする事由（該当する事由に印が付されています。）
そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態
適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- 3 立入調査の実施予定日 年 月 日
- 4 立入調査を行う者 指定職員（又は市長が委任した者）

担当：

様式第2号（第3条関係）

（表面）

		第	号
空家等立入調査員身分証明書			
所 属			写 真
職 氏 名			
生年月日	年	月 日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。			
年		月	日 発行
八潮市長			印

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）
（抜粋）

（立入調査等）

第9条（略）

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ちらせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

八潮市長

印

特定空家等の適切な管理に関する指導書

あなたが所有し、又は管理している空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項の「特定空家等」に該当すると認められたため、同法第22条第1項の規定により、下記のとおり適切な措置をとるよう指導します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名

- 2 指導に係る措置の内容

- 3 指導に至った事由（該当する事由に印が付されています。）
そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態
適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

- 4 指導の責任者 都市整備部都市計画課長
連絡先 048-996-2111

- 5 措置の期限 年 月 日

備考 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください

様式第4号（第6条関係）

第 年 月 日

様

八潮市長

印

特定空家等の適切な管理に関する勧告書

あなたが所有し、又は管理している空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項の「特定空家等」に該当すると認められたため、適切な措置をとるよう指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

については、周辺的生活環境の保全を図るため、速やかに必要な措置をとるよう、下記のとおり同法第22条第2項の規定により勧告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由（該当する事由に印が付されています。）
そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態
適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- 4 勧告の責任者 都市整備部都市計画課長
連絡先 048-996-2111
- 5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- 2 上記5の期限までに正当な理由なく上記2の示す措置をとらなかった場合は、法第22条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2及び第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、この勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第5号（第7条関係）

（表面）

第 年 月 日

様

八潮市長

印

特定空家等の適切な管理に関する命令書

あなたが所有し、又は管理している空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項の「特定空家等」に該当すると認められたため、同法第22条第4項の規定により、 年 月 日付け 第 号により同法第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

については、同法第22条第3項の規定により、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由（該当する事由に印が付されています。）
そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態
適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- 4 命令の責任者 都市整備部都市計画課長
連絡先 048-996-2111
- 5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- 2 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても当該期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

(裏面)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、八潮市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、八潮市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において八潮市を代表する者は、八潮市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第8条関係）

第 年 月 日

様

八潮市長

印

特定空家等の適切な管理に関する命令に係る事前通知書

あなたが所有し、又は管理している空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項の「特定空家等」に該当すると認められたため、
年 月 日付け 第 号により、必要な措置をとるよう勧告
しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、同法第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、同法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、八潮市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求できる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由（該当する事由に印が付されています。）
そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態
適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
都市整備部都市計画課長 宛
住所 〒340-8588 八潮市中央一丁目2番地1
連絡先 048-996-2111
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

備考 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。

様式第7号（第9条関係）

（表面）

第 号
年 月 日

様

八潮市長

印

戒告書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、又は管理している下記1の特定空家等について下記2の措置を行うよう命じました。

この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定に基づき、下記1の特定空家等について下記2の措置を執行しますので、行政代執行法第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。なお、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 実施する措置の内容

(裏面)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、八潮市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6月以内に、八潮市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において八潮市を代表する者は、八潮市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 8 号（第 9 条関係）

（表面）

第 号
年 月 日

様

八潮市長

印

代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、又は管理している下記 1 の特定空家等について 年 月 日までに下記 2 の措置をするよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 9 項の規定に基づき、下記 2 のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第 3 条第 2 項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づきあなたから徴収します。なお、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 実施する措置の内容
- 3 代執行の時期
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 執行責任者
都市整備部都市計画課長
- 5 代執行に要する費用の概算見積額
約 円

(裏面)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、八潮市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6月以内に、八潮市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において八潮市を代表する者は、八潮市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号（第9条、第10条関係）

（表面）

第 号
執行責任者証
都市整備部都市計画課長
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。
年 月 日
八潮市長 印
記
1 代執行をなすべき事項
2 代執行をなすべき期間
年 月 日から 年 月 日までの間

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

（特定空家等に対する措置）

第22条（略）
2～8（略）

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確認することができないとき（過失がなくて第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確認することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。

11～17（略）

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第2条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様式第10号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

八潮市長

印

代執行費用納付命令書

あなたが所有し、又は管理している特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定に基づく代執行を 年 月 日に行ったので、行政代執行法第5条の規定により、下記のとおり当該代執行に要した費用を納付するよう命令します。

なお、納付に係る費用は、同封の納入通知書により、八潮市会計課又は八潮市指定金融機関の窓口でお支払いください。

記

特定空家等の所在地等	所在地： 建築物等の概要：
代執行の内容	
代執行を行った経緯及び理由	
納付金額	金 円
納付内訳	
支払期限	年 月 日
備考	

様式第11号（第11条関係）

特定空家等の適切な管理に関する命令に係る標識

下記特定空家等の所有者又は管理者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、
年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由（該当する事由に印が付されています。）
そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態
適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- 4 命令の責任者 都市整備部都市計画課長
連絡先 048-996-2111
- 5 措置の期限 年 月 日

様式第12号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

八潮市長

印

特定居住物件等の調査に関する建築物等立入調査通知書

あなたが所有し、管理し、又は占有している建築物等が管理不全状態であると疑われるため、下記のとおり立入調査を実施するので、八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例第14条第3項の規定により、通知します。

記

1 対象となる特定居住物件等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 立入調査を実施しようとする事由（該当する事由に印が付されています。）

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態

そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態

適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

3 立入調査の実施予定日 年 月 日

4 立入調査を行う者 指定職員（又は市長が委任した者）

担当：

様式第13号（第13条関係）

（表面）

		第	号
特定居住物件等の調査に関する建築物等立入調査員身分証明証			
所 属	写 真		
職 氏 名			
生年月日 年 月 日			
上記の者は、八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例（平成28年条例第25号）第14条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。			
年 月 日 発行			
八潮市長			印

（裏面）

八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例 （平成28年条例第25号）（抜粋） （特定居住物件等の立入調査等）	
第14条（略）	
2 市長は、第16条から第18条までの規定の施行に必要な限度において、指定職員又はその委任した者に、建築物等に立ち入って調査させ、又は関係者に対し必要な事項について質問をさせることができる。ただし、住居に立ち入る場合にあっては、あらかじめ当該建築物等の所有者等及び占有者の承諾を得なければならない。	
3 （略）	
4 第2項の規定により立入調査をし、又は質問しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	

様式第14号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

八潮市長

印

特定居住物件等の適切な管理に関する指導書

あなたが所有し、管理し、又は占有している建築物等は、八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例第2条第5号の「特定居住物件等」に該当すると認められたため、同条例第16条第1項の規定により、下記のとおり適切な措置をとるよう指導します。

記

1 対象となる特定居住物件等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 指導に係る措置の内容

3 指導に至った事由（該当する事由に印が付されています。）

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態

そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態

適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

4 指導の責任者

都市整備部都市計画課長

連絡先 048-996-2111

5 措置の期限

年 月 日

備考 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。

様式第15号（第16条関係）

第 年 月 日

様

八潮市長

印

特定居住物件等の適切な管理に関する勧告書

あなたが所有し、管理し、又は占有している建築物等は、八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例第2条第5号の「特定居住物件等」に該当すると認められたため、適切な措置をとるよう指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、周辺的生活環境の保全を図るため、速やかに必要な措置をとるよう、下記のとおり同条例第17条第1項の規定により勧告します。

記

- 1 対象となる特定居住物件等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由（該当する事由に印が付されています。）
そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態
適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- 4 勧告の責任者 都市整備部都市計画課長
連絡先 048-996-2111
- 5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- 2 上記5の期限までに正当な理由なく上記2の示す措置をとらなかった場合は、条例第18条第1項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

様式第16号（第17条関係）

（表面）

第 年 月 日
様
八潮市長 印

特定居住物件等の適切な管理に関する命令書

あなたが所有し、管理し、又は占有している建築物等は、八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例第2条第5号の「特定居住物件等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、同条例第18条第1項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した弁明書の提出期限までに弁明書の提出がなされませんでした。

については、同条例第18条第1項の規定により、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

- 1 対象となる特定居住物件等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由（該当する事由に印が付されています。）
そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態
適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- 4 命令の責任者 都市整備部都市計画課長
連絡先 048-996-2111
- 5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- 2 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても当該期限までに完了する見込みがないときは、条例第19条第1項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

(裏面)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、八潮市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6月以内に、八潮市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において八潮市を代表する者は、八潮市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第17号（第17条関係）

様

八潮市長

第 年 月 日

号 日 印

特定居住物件等の適切な管理に関する命令に係る事前通知書

あなたが所有し、管理し、又は占有している建築物等は、八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例第2条第5号の「特定居住物件等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、同条例第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、八潮市行政手続条例（平成9年条例第23号）第27条第1項の規定に基づき、八潮市長に対し、本件に関し弁明を記載した書面を提出することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定居住物件等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由（該当する事由に印が付されています。）
そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態
適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- 4 命令の責任者 都市整備部都市計画課長
連絡先 048-996-2111
- 5 措置の期限 年 月 日
- 6 弁明書の提出期限 年 月 日

備考 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。

様式18号（第18条関係）

（表面）

第 号
年 月 日

様

八潮市長

印

戒告書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、管理し、又は占有している下記1の特定居住物件等について下記2の措置を行うよう命じました。

この命令を 年 月 日までに履行しないときは、八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例第19条第1項の規定に基づき、下記1の特定居住物件等について下記2の措置を執行しますので、行政代執行法第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。なお、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

- 1 対象となる特定居住物件等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 実施する措置の内容

(裏面)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、八潮市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、八潮市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において八潮市を代表する者は、八潮市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第19号（第18条関係）

（表面）

第 号
年 月 日

様

八潮市長

印

代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、管理し、又は占有している下記1の特定居住物件等について 年 月 日までに下記2の措置をするよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例第19条第1項の規定に基づき、下記2のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。なお、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる特定居住物件等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名

2 実施する措置の内容

3 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

4 執行責任者

都市整備部都市計画課長

5 代執行に要する費用の概算見積額

約 円

(裏面)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、八潮市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、八潮市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において八潮市を代表する者は、八潮市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第20号（第18条関係）

（表面）

第	号								
執行責任者証									
都市整備部都市計画課長									
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。									
年	月	日	八潮市長	印					
記									
1 代執行をなすべき事項									
2 代執行をなすべき期間									
年		月		日から	年		月		日までの間

（裏面）

八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例
（平成28年条例第25号）（抜粋）

（特定居住物件等に対する措置の行政代執行）

第19条 市長は、前条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同条の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を行おうとする場合にあつては、あらかじめ第23条第1項に規定する審議会に意見を聴かななければならない。

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第2条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様式第 2 1 号 (第 1 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

八潮市長

印

代執行費用納付命令書

あなたが所有し、管理し、又は占有している特定居住物件等について、八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例第 1 9 条第 1 項の規定に基づく代執行を 年 月 日に行ったので、行政代執行法第 5 条の規定により、下記のとおり当該代執行に要した費用を納付するよう命令します。

なお、納付に係る費用は、同封の納入通知書により、八潮市会計課又は八潮市指定金融機関の窓口でお支払ください。

記

特定居住物件等の所在地等	所在地： 建築物等の概要：
代執行の内容	
代執行を行った経緯及び理由	
納付金額	金 円
納付内訳	
支払期限	年 月 日
備考	

様式第 2 2 号 (第 1 9 条関係)

第 年 月 日

様

八潮市長

印

緊急安全措置実施通知書

あなたが所有し、管理し、又は占有している下記建築物等の管理不全状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認められたため、八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例第 2 0 条第 1 項の規定により下記のとおり緊急安全措置を実施しましたので、同条例第 2 0 条第 2 項の規定により通知いたします。

なお、この緊急安全措置の実施については、当該措置に係る費用を要した(要しない)ことから、あなたから当該費用を徴収します(しません)。

記

- 1 緊急安全措置を実施した建築物等
所在地
用 途
所有者等の住所及び氏名
- 2 緊急安全措置の内容
- 3 緊急安全措置を実施した時期
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 緊急安全措置に至った事由 (該当する事由に印が付されています。)
そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態
適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- 5 緊急安全措置の責任者 都市整備部都市計画課長
連絡先 0 4 8 - 9 9 6 - 2 1 1 1

様式第23号（第20条関係）

（表面）

第 号	
緊急安全措置等実施者証	
所 属 職 氏 名 生年月日 年 月 日	写 真
<p>上記の者は、八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例（平成28年条例第25号）第20条第1項（条例第21条において準用する場合を含む。）の規定に基づく措置を行う権限を有する者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 発行</p> <p style="text-align: right;">八潮市長 印</p>	

（裏面）

<p>八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例 （平成28年条例第25号）（抜粋）</p> <p>（緊急安全措置）</p> <p>第20条 市長は、建築物等の管理不全状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは、当該建築物等の所有者等及び占有者の負担において、これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。</p> <p>2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該建築物等の所在地及び当該措置の内容を当該建築物等の所有者等及び占有者に通知をしなければならない。ただし、所有者等及び占有者又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、その旨を公告することをもって足りる。</p> <p>3 第1項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>（軽微な措置）</p> <p>第21条 前条（第2項を除く。）の規定は、市長が管理不全状態にある建築物等について、開放されている窓の閉鎖、草刈りその他の規則で定める軽微な措置をとることにより市民の生活環境の保全を図る上での支障を除去し、又は軽減することができることを認めるときについて準用する。</p> <p>注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>
--